

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外、法人税:義、個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義 (国税 18) (地方税 23)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 (租税特別措置法第 28 条の2、租税特別措置法施行令第 18 条の5)</p> <p>法人税 (租税特別措置法第 67 条の5、第 68 条の 102 の2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)</p>
5	担当部局		医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成 27 年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長(平成 20 年3月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年3月末まで)</p> <p>平成 22 年度 2年間の延長(平成 24 年3月末まで)</p> <p>平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年3月末まで)</p> <p>平成 26 年度 2年間の延長(平成 28 年3月末まで)</p> <p>平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で2年間の延長(平成 30 年3月末まで)</p> <p>平成 30 年度 2年間の延長(令和2年3月末まで)</p>
8	適用又は延長期間		令和2年4月1日から令和4年3月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、本年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中において、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業は深刻な人手不足に苦しむ中、経理担当の人員も少なく、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成27年度 489,992社 平成28年度 510,262社 平成29年度 531,317社 平成30年度 553,241社 令和元年度 576,069社 令和2年度 599,840社 令和3年度 624,591社</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成27年度から平成29年度まで実績値。平成30年度以降は推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計)。</p>
		② 適用額	<p>平成27年度 2,768億円 平成28年度 2,882億円 平成29年度 3,021億円 平成30年度 3,145億円 令和元年度 3,274億円 令和2年度 3,408億円 令和3年度 3,548億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成27年度から平成29年度まで実績値。平成30年度以降は</p>

		<p>推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。 ○少額減価償却資産の特例の利用業種(平成29年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林 水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>2.2%</td> <td>0.1%</td> <td>17.7%</td> <td>13.3%</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>料理飲食 旅館業</td> <td>金融 保険業</td> <td colspan="2">不動産業</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>9.5%</td> <td>5.1%</td> <td>1.1%</td> <td colspan="2">8.7%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>運輸通信 公益事業</td> <td colspan="2">サービス業</td> <td colspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>2.9%</td> <td colspan="2">30.5%</td> <td colspan="2">2.0%</td> </tr> </table>	業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	割合 (%)	2.2%	0.1%	17.7%	13.3%	6.8%	業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業		割合 (%)	9.5%	5.1%	1.1%	8.7%		業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他		割合 (%)	2.9%	30.5%		2.0%	
業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業																																	
割合 (%)	2.2%	0.1%	17.7%	13.3%	6.8%																																	
業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業																																		
割合 (%)	9.5%	5.1%	1.1%	8.7%																																		
業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他																																		
割合 (%)	2.9%	30.5%		2.0%																																		
③	減収額	<p>平成29年度 290億円 平成30年度 302億円 令和元年度 314億円 令和2年度 327億円 令和3年度 341億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)をもとにした財務省試算 ※平成29年度については実績値。平成30年度以降は推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。</p>																																				
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足や消費税率の引上げ等に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。 なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>																																				
⑤	税収減を是認する理由等	<p>「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)を利用した回帰分析の結果、少額特例利用額が1%増加すると、労働生産性が0.11%増加することが分かる。</p> $LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 3.89 + 0.11LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.22D(\text{建設業}) + 0.03D(\text{製造業}) - 0.08D(\text{情報通信業}) - 0.07D(\text{運輸業}) + 0.45D(\text{卸売・小売業}) + 0.37D(\text{不動産業}) - 0.12D(\text{飲食業}) - 0.15D(\text{宿泊業}) - 0.41D(\text{教育・学習支援業}) - 0.08D(\text{その他サービス業})$ <p>(備考)補正 $R^2 = 0.32$</p>																																				

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年8月